平成２６年（フ）第５５３号
横浜市青葉区梅が丘34番地87　アーク梅が丘203
債務者　河野　深二
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７８号
横浜市神奈川区三ツ沢西町７番40―107号
債務者　栗山　俊裕
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０号
釧路市緑ケ岡１丁目19番16号　パンプキンハイツ３Ｇ号室
債務者　上田　　貴
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後１時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８１号
愛知県豊橋市以下秘匿、住民票上の住所名古屋市瑞穂区荒崎町１番11号　D’グラフォートスカイレジデンスⅠ201号
債務者　武田美由紀
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２号
大分県速見郡日出町大字川崎5435番地１
債務者　本田　順一
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第４０８１号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目４―15―303
債務者　山崎恵美子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１２０号
東京都練馬区西大泉５丁目８―11―２Ｆ
債務者　濱田　愛美
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１３３号
東京都葛飾区亀有５丁目54―７
債務者　和田　一之
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１３４号
東京都足立区江北２丁目43―２―105
債務者　松本浩一郎
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１９８号
千葉県浦安市富士見２丁目９―36―205
債務者　川島真里子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２０４号
東京都杉並区高井戸東３丁目36―23　東荘
債務者　八代　　寛
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２２７号
埼玉県所沢市けやき台２丁目13―１―201
債務者　磯崎　勝弘
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２２８号
埼玉県所沢市けやき台２丁目７―５　第３安田ビル205
債務者　磯崎ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２３０号
東京都新宿区中落合３丁目３―12―501
債務者　松井佐智子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２３１号
東京都大田区上池台５丁目30―６　パンドール上池台Ａ棟102
債務者　新村　　健
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部